

●ケース・スタディ●

各種契約書からみた企業買収の実務

(1)

大和証券企業提携部主任 加納孝彦

はじめに

近年、企業買収が経営戦略達成の重要な手段として急速に注目されている。

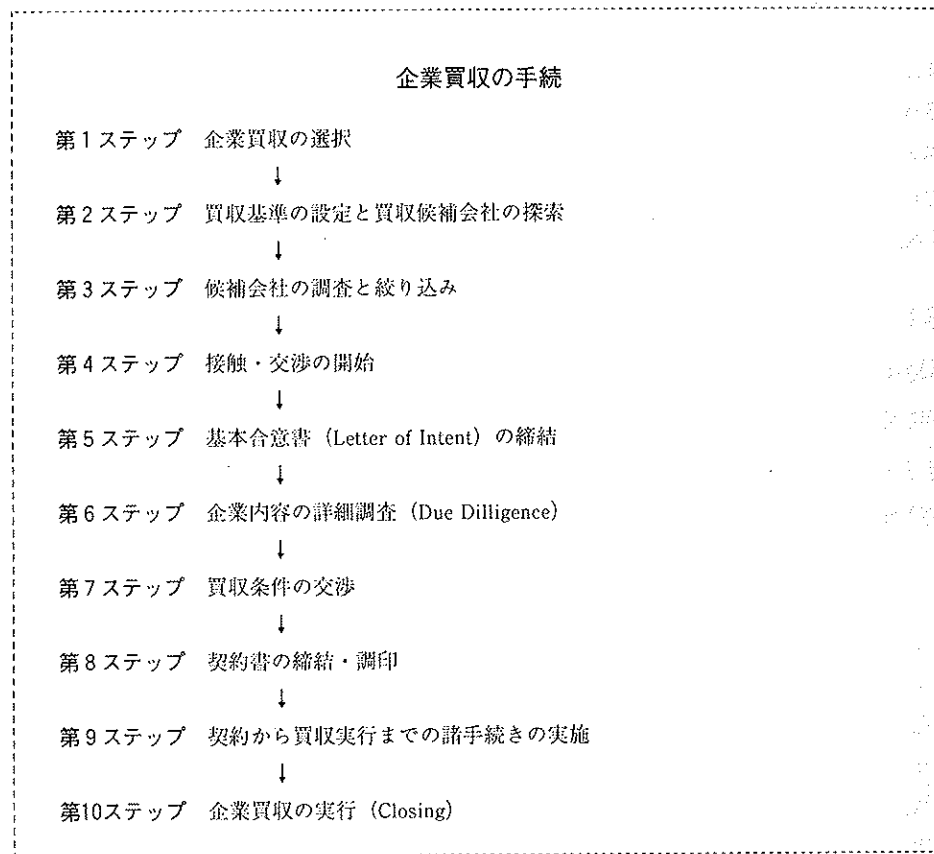
従来、企業買収はわが国の経営風土に馴染まないものとされ、産業政策上の見地からの国家主導型あるいは救済型のものが多く、このため当事者間で合意した企業買収といえども実務内容が公表される例があまりなく、慣行としての成熟が遅れている面がある。この面についての実務的検討は旬刊商事法務誌上で31回に分けて連載 (No. 1145~1185) したが実務資料としては足らざる面も多い。

以下は、わが国企業間における企業買収の手続き順に契約等を中心に概略をまとめたものである。

I 企業買収の手続

企業買収の手続の概略は、表1のとおりである。

表1



(1) 企業提携斡旋に関する依頼書

第1ステップから第4ステップの初期の段階で、重要な契約書類としては証券会社や銀行に対して企業買収の仲介を依頼する場合の依頼書（エンゲージメント・レター）がある。依頼書は売り手、買い手が別個に仲介者のファイナンシャル・アドバイザーに対する授権を与えるものであり、授権証書（マニフェスト）とも呼ぶ。仲介者から売却希望会社の紹介を受けた場合、買い手側にとっては、売り手が仲介者に対してどの程度の授権を与えているかが実務上重要となる。授権に関して仲介者が独占的に扱っている場合と他の仲介者にも依頼している場合や接触する買い手候補企業を売り手側が数社に限定している場合とそうでない場合などがあるからである。依頼書の例を以下に示す。

平成 年 月 日

(ファイナンシャル・アドバイザーの名前) △△株式会社

企業提携部長 □□□□殿

○○○株式会社

代表取締役

○○○○ 印

企業提携斡旋に関する依頼書

○○株式会社（以下甲という）は、××株式会社（以下乙という）との企業提携（以下本件という）について、その仲介・斡旋を（ファイナンシャル・アドバイザーの名前）△△株式会社（以下丙という）に依頼する。依頼に際し甲は、丙の定める下記の事項を確認し承する。

1. 本書でいう企業提携とは、主として甲乙間の業務提携、技術提携、有価証券その他の資産等の移動、甲乙両者による合弁会社の設立等を意味するも、本項目のみに限定するものではない。
2. 本書に基づき、丙は甲と乙との企業提携について、仲介・斡旋を行う。

3. 丙の仲介・斡旋により、甲乙間で何らかの企業提携が成立し、最終契約等が締結された場合には、甲は丙に対し、下記条件により算出される斡旋手数料を丙からの請求にもとづき支払うものとする。

(1) 有価証券その他の資産等の移動を伴う場合

甲乙間の最終契約に伴い、有価証券その他の資産等の移動がある場合には、その価額に下記手数料率を乗じて計算した金額を手数料として支払う。ただし、計算された手数料が 万円を下まわるときは 万円とする。

移動する資産等の価値		料 率
	億円以下	5 %
億円超～	億円以下	4 %
億円超～	億円以下	3 %
億円超～	億円以下	2 %
億円超～		1 %

(註) 手数料率は超過累進料率とする。

(2) 有価証券その他の資産等の移動を伴わない場合

業務提携、技術提携等、有価証券その他の資産等の移動を伴わない契約等が締結された場合には、ファイナダー・フィーとして金 万円を支払う。

(3) 特別の事由等による多額の出費の取扱い

上記の外、甲の指示、または丙が本件の仲介斡旋業務を遂行するうえで特別の事由（海外出張、外部への委託調査、法律事務所、会計事務所への法律、特許、会計、税務関係の調査依頼等）により、丙の通常活動の限度を超えて多額の出費を要する場合には、丙は、事前に甲の了解を得るものとし、甲からその費用の支払を受ける。

ただし、甲が上記(1)又は(2)の手数料を支払う場合には、甲・丙双方協議の上、妥当と判断したその費用相当額を手数料から控除することができる。

(4) 甲は本書の有効期間終了後といえども、その ヵ月以内に丙が本書の有効期間に仲介・斡旋した乙と企業提携が成立した場合には、上記(1)又は(2)の手数料を丙に支払う。

4. 甲は、本件の仲介・斡旋を丙以外の第三者に依頼してはならない。

5. 甲・丙は本件に関し、それぞれ相手側より提供される一切の情報を、公表又は公知の事実となっているものを除き、相手側の承諾なしに第三者に開示してはならない。

ただし、上記の秘密保持は本書の有効期間終了後においても効力を有する。

6. 本書の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

以上

丙は、甲が上記諸条件を了承確認したことを受けて、上記企業提携の仲介・斡旋を受諾するにあたり、ここに記名捺印致します。

平成元年 月 日

(ファイナンシャル・アドバイザーの名前) △△△株式会社

企業提携部長 □□□□ 印

斡旋手数料に関しては、買収の成否にかかわらず定額が定期的に支払われるもの（リテイナー・フィー）があるが、上記例はこれのないものである。買収が成功した場合の手数料については3(1)に示されたレーマン方式とよばれる料率により計算されることが一般的である。

(2) 秘密保持協定書

売り手と買い手が接触し、両者が買収合意に向けての交渉を開始する段階へと進むと、買い手の経営戦略や売り手企業の評価の目的でなされる経営内容についてなどさまざまな非公開情報の調査についての秘密保持義務を契約として締結することがある。例を以下に示す。

秘密保持協定書

〇〇〇株式会社（以下甲という）と、△△△株式会社（以下乙という）は、業務提携、資本参加、その他の企業提携（以下企業提携という）の可能性を検討する目的で、甲および乙が相互に開示する情報の取り扱いについて以下のとおり協定致します。

第1条（定義）

1. 秘密

本書に於いて「秘密」とは、甲及び乙が頭書の目的で相互に開示した一切の情報中、既に周知または公表されている事項、第三者から正当に取得した情報、あるいは甲または乙より開示される以前から所有していたことを立証し得る事項以外をいうものとする。

2. 秘密書類

本書において「秘密書類」とは、「秘密」を文書、図面、磁気テープ、ディスクその他メディアに記録、記載、固定化したもの一切をいうものとする。

3. 第三者

本書において「第三者」とは、甲及び乙以外をいうものとする。

第2条（情報の使用目的）

甲及び乙は、相互に開示された情報を頭書の企業提携の実現の可能性を検討する目的以外で使用しないこととする。

第3条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相互に事前の書面による承諾なく、開示を受けた秘密および交渉内容（以下秘密等という）を第三者に開示、または漏洩してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、秘密等の開示について、社内においても第2条項の目的遂行上に必要となる最小限の範囲の役員または従業員のみに限定するものとする。
3. 甲及び乙は、秘密等および秘密書類の管理、保管にあたっては、厳重な注意を払うものとし、仮にも秘密等が第三者に漏洩することのないよう最新の注意を払うものとする。

第4条（秘密書類の複写・複製）

甲及び乙は、相互に受領した秘密書類について、必要のある場合は事前に開示者の承諾を得た場合に限り複写または複製することができるものとする。

第5条（秘密書類等の返還）

1. 甲または乙は相手方より開示された秘密書類等について返還の請求があったとき、および有効期間が満了したときには、可及的速やかに受領している秘密書類を相手方に返還しなければならないものとする。
2. 前項の請求があった場合、秘密書類について複写・複製をとっている場合には、その一切も同時に返還しなければならないものとし、複写・複製物を保留してはならないものとする。

する。

ただし、開示者が相手方に対し、その返還にかえて、秘密書類およびその複写・複製の全部または一部について、その破棄を求めたときは、当該当事者は責任をもってその破棄を実行し、その結果を書面で報告するものとする。

第6条（有効期間）

本協定は、締結の日から満3年間有効とする。

第7条（疑義等の処理）

本協定に定めない事項または本協定書に基づく義務の遂行にあたり、疑義を生じた事項については、甲乙丙は誠意をもって協議し、円満解決にあたるものとする。

以上

本協定締結の証として本書2通を作成し各自捺印のうち、甲乙が各1通宛を保有する。

平成 年○月○日

甲	〇〇株式会社		
	代表取締役	□□□□	印
乙	△△株式会社		
	代表取締役	××××	印

(3) 基本合意書 (Letter of Intent)

初期的交渉段階では企業買収についての両者の基本的合意が得られることが重要であり、その後の買い手側によりなされる売り手企業の詳細調査 (Due Dilligence) に入る前の時点において確認した事項を文書で取り交わすことが一般的である。

以下、基本合意書の一般例を示す。

企業提携に関する基本協定書

甲株式会社（以下甲という）と乙株式会社（以下乙という）とは、企業提携に関し、合意したので、以下のとおり企業提携に関する基本協定を締結する。

第1条（目的）

1. 甲乙は、互いにそれぞれ提供を受けた相手方に関する情報等を検討した結果、甲乙間において企業提携を行うことが双方にとって利益になると考えた。
2. 甲は、本協定書第2条に規定する乙の株式（以下本件株式という）を取得することを希望し、乙は、甲の希望に応ずる意向を有している。

第2条（株式の譲渡・譲受）

1. 本協定書第4条乃至第7条に規定された全ての事項が実施された場合、甲は、本協定書第10条に基づき締結される契約（以下最終契約という）に従い、甲乙間において別途協議・決定する数量の乙の株式を現金と引換えに、乙及び乙の代表取締役〇野×夫を含む乙の大株主（以下大株主という）から譲り受けるものとする。
2. 前項前段による本件株式の譲渡価格は、甲乙において、独立する第三者の算定した株価を基本にして、別途協議・決定するものとする。

第3条（企業提携にむけた相互的準備作業）

甲乙は、本協定にもとづく企業提携の実現のため、相互に必要な調査協力、情報交換、意見調整及びその他の準備作業をそれぞれの立場において協力しつつ実施する。

第4条（調査）

1. 乙は、本協定締結後、甲が提携実現の是非を判断し、提携後の事業展開の成果を予測するために、甲又は甲の指定する第三者が、乙に立ち入り、当該会社の商業帳簿・その他の帳簿・書類等により、乙の過去及び将来の経営状況・財産状態を調査することを承認するものとする。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙間で協議の上決定する。
3. 乙は、前2項に基づく調査につき可能な限り協力すると共に、事実をありのままに甲又は甲の指定する第三者に、通知・報告・回答するものとする。

第5条（費用負担）

本協定に定める事項を実施するために要する各自の費用経費はそれぞれ各自の負担とする。但し第4条の調査に要する費用経費はすべての甲の負担とする。

第6条（意見情報の開示）

甲は、第4条の調査の結果得られた意見の内容及び情報を乙に無償で開示する。

第7条 (保証)

乙及び大株主は、乙が本協定書第4条で甲又は甲の指定する第三者に開示する乙の会計帳簿に明記された債務以外には、一切第三者に対して債務を負担していないことを保証する。

第8条 (排他的交渉権限)

乙及び大株主は、本協定第12条に規定する有効期間中は他の企業との間で、本件株式譲渡など企業提携に関する交渉を行わない。

第9条 (最終契約の締結)

甲と大株主は、本協定書第3条乃至第7条に規定された全ての事項が実施された後遅滞なく、本協定第2条の規定に基づく本件株式の譲渡に関し、具体的内容を定めた最終契約を締結するものとする。

第10条 (法的拘束力)

甲乙間の企業提携に関する最終的な条件及び契約の細目については、甲乙各々の取締役会の決議の成立を条件として、確定するものであり、本協定それ自体では法的拘束力を有しないものとする。

第11条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、予め他の当事者の文書による承諾を得た場合又は公的機関からの要求があった場合を除き、本協定締結の事実及び本協定の内容を第三者に漏洩しないものとする。
2. 甲及び乙は、それぞれ本協定に定める事項を実施することにより知り得た他の当事者の情報を、予め他の当事者の文書による承諾を得た時又は公的機関から要求があった場合を除き、第三者に開示してはならず、又これを自己の営業の為に利用してはならない。

第12条 (有効期間と資料返還)

1. 本協定は、平成〇年〇月〇日までに最終契約が締結されなかったときは失効する。ただし、甲及び乙間で別段の定めがなされたときは、この限りではない。
2. 前項の規定に基づき本協定が失効したときは、甲及び乙は、本協定の締結・履行に関して、相手方から受け取った全ての資料及びその写しをとることなく、直ちに相手方に返還する。

第13条 (誠意義務)

甲乙及び大株主は、本協定締結後、本件企業提携に関する最終契約の締結に向けて、誠心誠意努力する。

第14条 (誠実協議)

本協定書に定めのない事項及び本協定書の解釈上の疑義については、甲乙協議し誠意をもって円満解決に当たるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

営業譲渡に関する基本協定書

甲株式会社（以下甲という）は乙株式会社（以下乙という）の〇〇事業部門の営業を下記条件にて譲り受けることを希望し、乙は甲のその申し入れを受け、当該営業の売却に関し合意したので、以下のとおり企業提携に関する基本協定を締結する。

第1条 譲受となる対象資産

甲の譲受の対象は乙が現在行っている〇〇事業部門の一切の営業（当該営業に関連して乙の保有する一切の資産、ノウハウ、特許権、契約上の地位、取引先との関係等を含む）とする。なお、当該資産等の内容及び譲受条件の詳細、並びに譲渡対価の支払方法は、営業譲渡契約において定めるものとする。

第2条 譲受価格

営業譲渡契約に定める譲受価格については当該営業の譲受日現在の〇〇事業部門の正味資産額に営業の対価として金〇〇円を加えた額とする。営業権の対価は平成2年3月31日を決算とする事業年度より将来8事業年度（8年）の予想収益を現在価値に割引いて算出された額とし、その算式は別途定めるものとする。

但し、以下の点を考慮する。

- ① 第4条に定める詳細調査の結果、正味資産額に差異が生じた場合には営業譲渡契約に定める譲受価格の変動するものとする。
- ② 正味資産とは譲受日現在における承継資産の時価（公正な第三者による鑑定評価を基

礎に甲乙別途協議して定める)から営業債務、労働債務等の未払債務を控除した額とする。

第3条 譲受の条件

① 従業員の承継

原則として当該営業に従事する販売、生産、技術、管理部門のすべての従業員と甲との間に雇傭契約を締結すること。

② X社との関係

米国X社の工業所有権について同社と甲との間で、日本における優先的実施権を含めた従前に同社と乙社との間で結ばれた契約と対等の条件で契約が締結されること。

③ 許認可

甲が当該営業を譲受け、それを遂行するに必要となるすべての許可・認可を得ること。

第4条 調査

(以下 略)

(4) 企業内容の詳細調査 (Due Dilligence)

基本合意書の締結後、最終的な買収契約の締結に向けて買い手が売り手に対して行う調査を一般にデュー・ディリジェンスと呼んでいる。

デュー・ディリジェンスでは、買い手側は売り手側の財務内容の調査に関し、公認会計士にその業務を委嘱することが通常である。この他、弁護士には売り手が既に締結している販売契約や技術供与に関する契約などについての調査、不動産鑑定士には売り手の所有する不動産の評価鑑定を依頼することがあるが、以下では、公認会計士又は監査法人との間に結ばれる調査契約書の例を示す。

買収調査業務契約書

株式会社〇〇〇〇 (以下、甲という) と公認会計士〇〇〇〇事務所 (以下、乙という) は、甲が希望する〇〇〇〇株式会社 (以下、丙という) との企業買収取引に必要な丙の企業評価を

目的として丙の財務内容の調査 (以下、買収調査という) の実施に関し以下のとおり契約を締結する。

第1条

甲は丙に対する買収調査の実施につき乙に下記の事項を委嘱する。

- (1) 平成2年7月31日現在の丙の企業評価の基礎となる財務内容の調査・分析
- (2) (1)に関する報告書の作成・提出

第2条

- (1) 買収調査の対象となる財務内容の範囲には丙第〇期事業年度 (平成元年4月1日から平成2年3月31日) の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、平成2年4月1日から平成2年7月31日までの試算表及びこれに関連する諸データとする。
- (2) 第1条(1)に定めた調査の実施について乙は、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して行うものではなく、したがって本調査は公認会計士法第2条1項にいう財務諸類の監査を意味するものではない。
- (3) 調査の方法は甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

第3条

甲は、乙が丙の財務調査を行うにあたり、丙の会計帳簿または諸資料 (証憑書類、諸規定、議事録、契約書、税務に関する申告・通知書類、その他乙が必要と認められた関係書類等) の閲覧または謄本の請求等に関し丙の協力が得られるよう最善の努力をつくすものとする。

第4条

乙は甲と密接な連絡の下に調査を行う。

第5条

乙の調査期間は平成2年8月20日から同9月10日までとし、調査の最終日に調査報告書を甲に提出するものとする。

第6条

甲が乙に支払う報酬の額は〇〇〇〇千円とし、支払の時期は平成2年10月31日とする。

なお、第2条(3)に定める事項に基づき調査期間に変更が生じた時には、甲乙協議のうえ上記

報酬の額を改訂することができる。

第7条

乙が第1条に定める業務を遂行することに伴う交通費、宿泊費その他諸経費は甲の負担とする。

第8条

乙は、業務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

第9条

甲が自己のやむを得ない事由により調査着手前に契約を解除するときは、甲は、契約した報酬の全額を乙に支払う。

第10条

乙が天災・事変若しくは病気その他やむを得ない事由によって、契約の履行が不可能または著しく困難になったときは、乙は、遅滞なくその旨を申出て契約を解除する。

- ① 前項の契約解除の事由の生じたときは、甲は、乙の申出がなくても解除することができる。
- ② 前2項の場合、契約解除の事由の生じた調査着手前であるときには、乙は既に受領した報酬を甲に返還する。また調査着手後である場合には、報酬の取扱いについては、契約解除の時期、調査の進行状況その他を勘案して、甲乙協議により定める。

第11条

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上その都度取り決める。

本契約の成立を証するため、本契約書2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成2年 月 日

甲 東京都千代田区大手町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

乙 東京都中央区八丁堀〇-〇-〇
公認会計士 〇〇〇〇事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

(5) 売り手から公認会計士に対する陳述書

公認会計士による調査は全ての帳簿記録を外部からの証拠である取引先等への確認書、請求書、領収証等により精査するわけではなく、また、この種の調査には時間と経済性が問題となるのが通常である。

そこで、調査人である公認会計士は、調査の対象となる財務諸表等に重要な影響を与える事項に関して売り手となる経営者からなされた口頭の意思表示や説明事項についてその内容を書面化して入手することが一般的である。この書面は陳述書（確認書）と呼ばれ以下に例を示す。

デュー・ディリジェンスに関して買取対象会社から公認会計士に対する陳述書（例）

確認書

平成2年9月5日

東京都中央区八丁堀〇〇丁目〇〇番〇〇号

公認会計士〇〇〇〇殿

〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という）の平成元年4月1日から平成2年3月31日までの第〇期事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び平成2年4月1日から平成2年7月31日までの試算表（以下、「財務諸表等」という）の調査に関連してご説明いたしました下記の事項は、われわれが承知している限り、すべて事実と相違ないことを確認いたします。

記

1. 貴殿にご提出いたしました会社の財務諸表等は、商法及び一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成されており、当該財務諸表等に対する第一次責任は会社にあることを了承しております。
2. 会社は財務諸表等の調査に必要な次の書類及び資料のすべてを貴殿に提出いたしました。
 - (1) 会計帳簿及びこれに関連する証憑書類
 - (2) 株主総会及び取締役会の議事録
 - (3) 技術供与、賃貸借、労働協約等の契約書類

3. 財務諸表等の作成に当たっては、下記の事項を除いて過去〇〇～〇〇事業年度にわたり同一の会計処理基準を継続して適用しています。
- (1) 〇〇事業年度より事業税の計上を現金主義から発生主義へと変更した。
 - (2) 〇〇事業年度より従業員退職金制度を適格退職年金制度に移行した。
 - (3) 〇〇事業年度よりリースによる手形債務を簿外とすることなく長期前払費用と共に両建計上する会計処理へと変更した。
4. 下記に該当する事項はありません。
- (1) 会社、会社の役員及び内部統制上重要な権限を有している従業員による不法行為、法令・定款違反及び不正行為
 - (2) 上記以外の従業員の不正行為で、財務諸表等に重要な影響を与える事項
 - (3) 監督官庁からの通告・指摘・指導等で財務諸表等に重要な影響を与える事項
 - (4) 甲株式会社との間で進めている企業提携に関する交渉以外に財務諸表等に重要な影響を与えるような会社の経営計画又は経営上の意思決定事項
 - (5) 著しい損失の見込まれる受注、販売もしくは購入等の契約
 - (6) 売却した資産の買戻し契約あるいはリース・バック契約
 - (7) 隠れたる債務及び財務諸表等に重要な影響を与えるような誤謬又は簿外取引
5. 財務諸表等及びそれらの勘定内訳書に記載されたものを除き、下記に該当する事項はありません。
- (1) 役員、株主等の取引並びに金銭債権・債務
 - (2) 重要な偶発債務（保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件に係わる損害賠償義務、その他これらに準ずる債務）
6. 財務諸表等に重要な影響を与えるかどうか未確定となっている事項（訴訟、火災・天災等による事故などによる損失額、取引先の倒産等による損失額その他これらに準ずる損失額または利益額）に該当するものではありません。
7. 将来の経営活動に重要な影響を与える契約上の義務（多額の商品等の購入契約、工場建設等の発注契約、リスクの大きい投機取引契約、その他これらに準ずる取引契約）に該当する事項はありません。
8. たな卸資産のうち重要な過剰在庫、陳腐化品又は長期滞留品については、その価額が帳

簿価額に相当あるいは回復すると認められる場合を除いては必要な評価減を行っておりません。

9. 金銭債権のうち回収に疑義のある債権については必要な貸倒引当金を設定しております。
10. 会社の所有する資産についてはすべて正当な権利を有しており、又これらの資産に設定されている抵当権等の第三者の権利の内容については、全て貴殿に提出いたしました。
11. 会社は、契約不履行の場合に財務諸表等に重要な影響を与えるような契約諸条項をすべて遵守しております。
12. 平成2年3月31日以降、本日までの間に発生した事象又は取引で、財務諸表等を修正又は将来の財政状態に重要な影響を及ぼすようなものは発生しておりません。

以上

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

さて、ここで示された陳述書は、買い手と売り手との間との意見の表明及び保証（Representations and Warranties）とは性格、内容が異なる。後者が、買取価格や買取後の経営計画に重要な影響を与えると考えられる全ての事項が盛り込まれることに対し前者は公認会計士が行った財務諸表等の調査に限定されるものだからである。